

令和2年1月31日
(公社)日本べんとう振興協会

事前契約による米取引の拡大について（要望）

我が国の主要食糧である米については、食料自給率の維持向上を図っていく観点からも国内での持続的かつ安定的な生産が不可欠であると考えます。このためには、需要に応じた品質・数量の米の生産が求められ、特に、家庭内食の減少という現状を踏まえれば、中食・外食など実需者の求めに応じた品質・数量・価格の米の生産が重要であると考えられます。このような視点も踏まえ、昨年6月21日付けで農林水産省政策統括官名の「米の安定取引に向けた取組の推進について（依頼）」が発出されたことについては、当協会としても感謝しているところであります。

しかしながら、生産サイドにおける需要に見合った生産の取組みの状況については、引き続き、飼料用・加工用の米の生産に重きが置かれ、米の生産で最も基本である需要に見合った主食用の生産に向けた取組みは十分なものとなっていないと思われます。これは、生産者サイドにおいて、マーケット・インに基づく生産という認識が必ずしも十分なものとはなっていないことに起因すると思われます。

このように、いわゆる需要と生産のミスマッチが解消できない状況が続いていけば、米の消費の更なる減少が必至であり、将来の米生産に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、下記の点に配慮しつつ、事前契約を始めとした安定的な生産・取引の更なる推進を図っていただきたく、要望致します。

記

1. 生産者と実需者との間の顔が見える関係の構築

生産者・単協段階では、商品としての米の生産・販売という意識が薄く、これがひいては需要と生産のミスマッチを招来することにもなっております。

このため、生産者に対し、商品としての米がどのように販売・消費されているのかを具体的に見えるようにしていくことが重要であり、このような取組みを通じて、生産者も生産に向けたモチベーションが上がり、また、実需者が求める銘柄・スペック、あるいは栽培方法等への取組みも可能になると考えます。当協会の一部会員においては、銘柄を謳った商品の販売、圃場における看板の掲出等を行っておりますが、行政においてもこのような取組みを支援していただければと思います。

2. 事前契約の契約事項

事前契約については、生産者、卸、実需者等それぞれの思惑の下に、既に様々な条件での契約が行われているのが現状であります。

これに対し、一律の基準で枠をはめるのは問題があり、出来る限り幅を持たせることが適当であると考えます。契約に必ず盛り込むべき事項は基本的な事項に止め、その他の事項は選択肢を幅広く提供し、当事者間で実情に合ったものを協議し、採用していくこととするのが妥当と考えます。この場合、最も重要なのは「契約の継続」であり、かかる点から特に複数年契約での価格の固定化は避けるべきであると考えます。

3. その他

農林水産省政策統括官名の通達にもあるとおり、米の需給及び価格の安定を図っていくためには、事前契約による米取引の拡大が有効かつ必要であるところ、行政において生産サイドに対し、事前契約の拡大の必要性について、十分な指導をお願いしたいと思います。

以上